

2020年春闘アピール

金融の職場ではたらく皆さん

金融労連は2020年春闘を、「1日8時間働けばまともな生活ができる」賃金の確立や、安心して働き続けられる雇用の実現など、生活改善と職場改善に向けて、全国の仲間の力を結集して精一杯たたかいます。

賃金交渉では、生活実態の改善をめざして、企業の支払い能力論にひるむことなく、あくまでも私たちの「生計費原則」にもとづいたベースアップ（賃金の底上げ）要求にこだわった賃金交渉に取り組みます。

企業の枠を超えて、地域の他産業の労働組合や利用者・中小業者と共同した運動に取り組み、地域から信頼される労働組合をめざします。

金融の職場ではたらく皆さん

金融労連は以下の5項目を2020年春闘の重点項目として全国・地域の仲間と共同して運動に取り組みます。

- ①生計費原則にもとづく賃金の大幅引き上げと格差の是正
（月額2万円以上、時間額150円以上）
- ②定年再雇用者を含む非正規労働者の雇用確保、賃金・労働条件改善と組織化
- ③パワハラをはじめ、全てのハラスメントの根絶
- ④奨学金返済負担の軽減
- ⑤労働時間の短縮

金融の職場ではたらく皆さん

金融庁はもとより、独占禁止法の適用除外により政府も地域金融機関の再編・統合を推し進めようとしている中で、いま金融の職場は、雇用不安や慢性化した人員不足、ノルマによる労働強化、ハラスメントによるメンタルヘルス不全などで疲弊しきっています。

さらに日銀の異常なマイナス金利政策のもと、地域金融機関の経営が悪化する中で、利益追求のみに走った金融機関では、不正が多発する事態に陥っています。

そのような職場実態では、いくら金融庁が「顧客本位の業務運営に関する原則」を掲げても、形だけのものになりかねず、金融政策の転換が求められます。

大幅賃上げと職場環境の改善、働く者の権利と地域経済・利用者を守るためには、私たち労働者の団結が何より大切です。

一人でも多くの仲間が金融労連へ結集することが、職場の切実な要求実現の大きな力になります。全国の金融の職場で働くみなさんが、金融労連とともに、すべての労働者の生活向上と権利向上を求める運動に取り組みられることを、ここに心から訴えます。

2020年1月26日

全国金融労働組合連合会 第14回中央委員会